

# 令和8年度 大阪市市内拠点投資促進事業助成金 募集要項

大阪の産業集積の特性を活かした先端的な技術等の実装化・産業化を着実に推進し、経済活力の維持・雇用機会の創出を図るため、成長産業分野における企業の拠点の新設又は増設に係る建築費等の一部を助成します。

**募集期間：令和8年3月5日（木曜日）14時から  
令和8年7月3日（金曜日）17時まで**

**本助成事業の実施は、令和8年度大阪市予算案の議決を経てはじめて効力を発するものとします。**

**申請をお考えの場合は、事前に下記担当へご相談ください。**

## 申請書類提出先・問合せ先

大阪市 経済戦略局 立地交流推進部 立地推進担当  
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル O's 棟南館4階  
電話：06-6615-6765 ファックス：06-6615-7433  
メールアドレス：[ga0024@city.osaka.lg.jp](mailto:ga0024@city.osaka.lg.jp)

- ◆ 申請される場合は、必ず「大阪市補助金等交付規則」、「大阪市市内拠点投資促進事業助成金交付要綱」及び本募集要項をご覧ください。

申請様式等は、下記大阪市ホームページからダウンロードできます。

「大阪市市内拠点投資促進事業助成金の対象となる事業者を募集します」

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000663759.html>

# 1 助成対象について

## (1) 助成対象事業者

・助成対象事業者は、「本社、工場又は研究所」（以下「拠点」という。）を新設又は増設し、当該拠点において、成長産業分野の先端的な取組に関する事業を実施する法人とし、次の要件を全て満たす者とします。

- ①事業に必要な届出又は許認可の取得を行っている法人であること。
- ②助成金交付申請日の属する本市会計年度の翌年度末までに新設又は増設する拠点において事業を開始する法人であること。
- ③拠点到係る投下固定資本額（※）が5億円以上であること。
- ④大阪市の市税を滞納していない法人であること。
- ⑤政治団体、宗教団体等でないこと。
- ⑥代表者及び従業員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- ⑦代表者及び従業員が、大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる活動を行っていないこと。

※ ・投下固定資本額とは、事業所の立地に必要な、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する家屋の新築・増築及び償却資産の取得に係る経費の総額をいいます。  
・償却資産については取得価格が単価50万円以上で、工事等の着手日から事業開始日までに購入又はリースにより、調達・設置するものに限ります。なお、リースは、助成事業者の貸借対照表に資産として計上され、固定資産税の課税対象となる「ファイナンス・リース」に限ります。  
・土地の取得・造成費用、既存建物・設備等の取得・取壊費用、設計費用、消費税、地方消費税は除きます。

## (2) 助成対象となる成長産業分野

・成長産業分野とその主な事業は次表のとおりです。

産業分野	主な事業
ライフサイエンス	高度な医薬品・医療機器、高度再生医療、医療・介護ロボット、治験・臨床研究、医療情報システム、健康維持・増進に関すること など
カーボンニュートラル	電気自動車、太陽光・風力・水素等の新エネルギー、先進的な蓄電池・省エネ機器に関すること など
イノベーションの創出に資する先端的な基盤技術（※）	AI 技術、量子技術、さまざまな先端産業に活用される産業用電子機器に関すること など

※ 革新的な製品等に関する研究開発・製造や、従来の性能を飛躍的に向上させる製品等に関する研究開発・製造などに係る技術をいいます。

### (3) 助成対象面積及び助成対象経費

#### ・助成対象面積

○助成対象面積は、事業所用建物の延床面積（※1）のうち、助成対象事業者の拠点の占める部分をいい、拠点の専用面積と、当該専用面積に係る共用部分の面積（※2）を合計したものとします。

※1 既存の拠点に増築する場合は、当該増築部分に係る各階床面積を合計したものを延床面積とみなします。

※2 共用部分の面積は、助成対象事業者の専用面積が全体の専用面積に占める割合（小数点第三位以下切捨て。）を全体の共用面積に乗じて算出した面積（小数点第三位以下切捨て。）とします。

【例】ビル全体の専用面積 2,000 m<sup>2</sup>、共用面積 600 m<sup>2</sup>の場合

助成対象事業者 A 専用面積 1,500 m<sup>2</sup>

その他の事業者 専用面積 500 m<sup>2</sup>

⇒この場合、助成対象事業者 A の共用面積は、 $600 \text{ m}^2 \times 1,500 \text{ m}^2 / 2,000 \text{ m}^2 = 450 \text{ m}^2$ 、

助成対象面積は 1,950 m<sup>2</sup>（専用面積 1,500 m<sup>2</sup> + 共用面積 450 m<sup>2</sup>）となります。

#### ・助成対象経費

○助成対象経費は、助成対象面積に係る投下固定資本額（1（1）の※を参照）とします。

※ 特に区分できる場合を除き、当該事業所用建物の建築等に要した投下固定資本額に、助成対象面積の延床面積に占める割合（小数点第三位以下切捨て。）を乗じた額（円未満切捨て。）とします。

※ 本助成金以外の国又は地方公共団体における助成金等を当該経費の一部に充当する場合は、当該助成金等の金額を控除した額を助成対象経費とします。

### (4) 助成金額

・助成対象経費に5%を乗じた額（千円未満切捨て。）とし、一助成対象事業者あたり5億円を限度とします。

・本助成金は、予算の範囲内で交付します。予算の状況によっては、助成金額の一部又は全部を交付できない場合があります。

### (5) 事業継続期間

・最終回の助成金交付日の翌日から起算して5年以上、事業を継続していただく必要があります。

### (6) 対象エリア

・大阪市内全域が対象です。

## 2 交付申請について

### (1) 募集期間・申請方法

- ・募集期間：令和8年3月5日(木曜日) 14時から令和8年7月3日(金曜日) 17時まで
- ・申請方法：申請書類を下記メールアドレスへ送付してください。併せて、メール受信確認のため、本市窓口にて電話でのご連絡もお願いいたします。

メールアドレス：[ga0024@city.osaka.lg.jp](mailto:ga0024@city.osaka.lg.jp)

電話：06-6615-6765

(注1) メールの件名は「【市内拠点助成金】申請書提出(会社名)」としてください。

(注2) 添付データが10メガバイト以上となる場合は、分割してメール送信してください。

### (2) 申請書類

- ・助成事業の契約日又は発注日のうち最も早い日の前日までに、次の申請書類を提出してください。

- ①大阪市市内拠点投資促進事業助成金交付申請書(様式第1号)
- ②大阪市市内拠点投資促進事業助成金事業計画書(様式第1-2号)
- ③共同申請書兼委任状(様式第1-3号)
- ④法人概要書(様式第1-4号)
- ⑤パンフレット等資料
- ⑥法人定款・寄附行為の写し
- ⑦法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
- ⑧前3期分の法人税申告書(税務署の受付印のあるもの)及び決算書の写し
- ⑨直近の試算表(決算後6ヶ月以上経過している場合)
- ⑩大阪市の市税の納税証明書
- ⑪誓約書(様式第1-5号)
- ⑫建設用地の使用権限を確認できる書類(不動産登記簿謄本等)  
※賃借により拠点を開設する場合は、賃貸契約の内容がわかるものを提出してください。
- ⑬工事工程表(様式第1-6号)
- ⑭工事関係書類(設計図面、配置図、付近地図等)
- ⑮助成対象面積算出表(様式第1-7号)
- ⑯事業費内訳・資金調達見込表(様式第1-8号)
- ⑰助成対象経費の根拠書類(見積書、契約書、鑑定評価書、発注予定の設備の仕様分かる資料等)
- ⑱整備箇所が分かる工事前の現場写真の写し
- ⑲国又は地方公共団体における助成金等の利用が見込まれる場合は、これを確認できるもの
- ⑳その他市長が必要とする書類

- ※助成事業とは、拠点を新設若しくは増設し、又は当該新設若しくは増設に伴い新たに償却資産を調達・設置することをいいます。

### (3) 有識者会議でのプレゼンテーション

- ・専門家により構成された有識者会議において、事業計画書に基づきプレゼンテーションをしていただきます。  
有識者会議の開催日程等については改めて通知します。

## 3 交付決定について

- ・本市は、書類審査及び有識者等からの意見聴取、必要に応じて現地調査等を行った上で、募集期間満了日の翌日から起算して60日（※）以内に、助成金の交付又は不交付を決定し、申請者へ通知します。

※申請者が交付申請書類の補正に要した日数は除きます。

- ・交付決定を受けた事業者については、大阪市のホームページ等での公表を予定しています。

## 4 交付決定後の手続きについて

### (1) 事業の開始

- ・助成事業が完了し、新設又は増設した拠点において事業を開始したときは、速やかに事業開始届（様式第13号）を提出してください。
- ・助成事業者は、助成金交付申請日の属する本市会計年度の翌年度末までに事業を開始する必要があります。

### (2) 実績報告

- ・助成事業が完了し、新設又は増設した拠点において事業を開始したときは、事業開始日の属する本市会計年度末までに、次の書類を提出してください。

- ①大阪市市内拠点投資促進事業助成金実績報告書（様式第14号）
- ②法人設立・事務所等開設申告書（大阪市の受付印のあるもの等）の写し
- ③検査済証の写し
- ④拠点の不動産登記簿謄本
- ⑤許認可関係書類（許認可を必要とする事業の場合）
- ⑥助成対象経費及びその支払いを確認できる書類（契約書、請求書、領収書等）
- ⑦整備箇所が分かる工事中、工事後の現場写真の写し
- ⑧助成対象である償却資産の設置状況を確認できる写真などの書類
- ⑨拠点内レイアウト図
- ⑩その他市長が必要とする書類

- ・本市は、必要に応じて現地調査を行い、交付決定の内容等に適合していると認められるときは、助成金の額を確定し、助成事業者へ通知します。

### (3) 助成金の支払い

- ・助成金の額の確定の通知を受けたのち、次の書類を提出し、交付請求してください。初回の助成金交付日の属する本市会計年度の翌会計年度においても、助成金の交付請求が必要です。
  - ① 請求書
  - ② 大阪市市内拠点投資促進事業助成金額確定通知書（様式第 15 号）の写し
- ・一助成事業者一会計年度あたり、助成金額に 2 分の 1 を乗じた額（100 万円未満の額を切り上げた額）を限度として、2 年度に分割して支払います。

### (4) 経過報告

- ・助成金の額の確定の通知を受けた日の属する本市会計年度から起算して 7 年間、助成事業に係る過去 1 年間の事業状況について、毎会計年度終了後 15 日以内に、大阪市市内拠点投資促進事業助成金経過報告書（様式 20 号）を提出してください。

### (5) 事業の廃止等

- ・事業継続期間（1（5）を参照）中に、事業を廃止又は承継しようとする場合は、大阪市市内拠点投資促進事業助成金事業廃止・承継届（様式第 16 号）により、速やかに本市に届け出てください。

## 5 留意事項について

- ・国際戦略総合特区における地方税の特例制度との併用はできません。
- ・助成金の交付決定を取り消した場合は、交付した助成金の返還及び加算金等を納付いただきます。
- ・提出された申請書類は助成金交付事務以外の目的には使用しませんが、大阪市情報公開条例第 2 条第 2 項による公文書となるため、情報公開の請求があれば、公開の対象となります。
- ・提出された申請書類は返却できませんので、ご了承ください（必ず控えをお取りください）。
- ・事業継続期間経過後においても、大阪市が助成金に関して必要な調査を行う場合は、ご協力をお願いします。

## 6 手続きの流れ

